

○その他（出入国在留管理庁からのお知らせ）

特定技能2号の対象分野の追加について（令和5年6月9日閣議決定）

令和5年6月9日
出入国在留管理庁

令和5年6月9日、閣議決定により、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（分野別運用方針）の変更が行われました。変更内容は以下のとおりです。

1 特定技能2号の対象分野の追加について

熟練した技能を要する特定技能2号については、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、建設分野及び造船・船用工業分野の溶接区分のみが対象となっていましたが、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の9分野と、造船・船用工業分野のうち溶接区分以外の業務区分全てを新たに特定技能2号の対象とすることとしました。

これにより、特定技能1号の12の特定産業分野のうち、介護分野以外（注1）の全ての特定産業分野において、特定技能2号の受入れが可能となります（注2）。

（注1）介護分野については、現行の専門的・技術的分野の在留資格「介護」があることから、特定技能2号の対象分野とはしていません。

（注2）本取扱は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野を定める省令（平成31年3月15日法務省令第六号）等を改正し、その施行をもって開始します。開始時期が決まりましたらお知らせします。

2 特定技能2号の外国人が従事する業務及び技能水準について

特定技能2号の外国人には、熟練した技能が求められます。これは、長年の実務経験等により身につけた熟達した技能をいい、例えば自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行できる、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行できる水準のものをいいます。

当該技能水準を満たしているかどうかは、試験(注3)と実務経験で確認します。

従事する業務及び試験並びに実務経験の詳細は、分野別運用方針及び分野別運用要領に記載されています。以下のURLから御確認ください。

(注3)特定技能2号の技能水準を測る試験については、既存の試験のほか、各分野で新たに設けられる試験があります。後者については、(注2)における法務省令等の施行後、それぞれの分野を所管する省庁において試験実施要領を定め、随時開始する予定です。

(分野別運用方針・分野別運用要領)

○閣議決定等

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00132.html

特定技能制度 概要

深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）

- **特定技能1号**：特定産業分野(※)に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：154,864人（令和5年3月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：11人（令和5年3月末現在、速報値）

〔(※) 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・舶用工業、
(12分野) 自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業
(特定技能2号は、介護分野以外の11分野で受入れが可能)〕

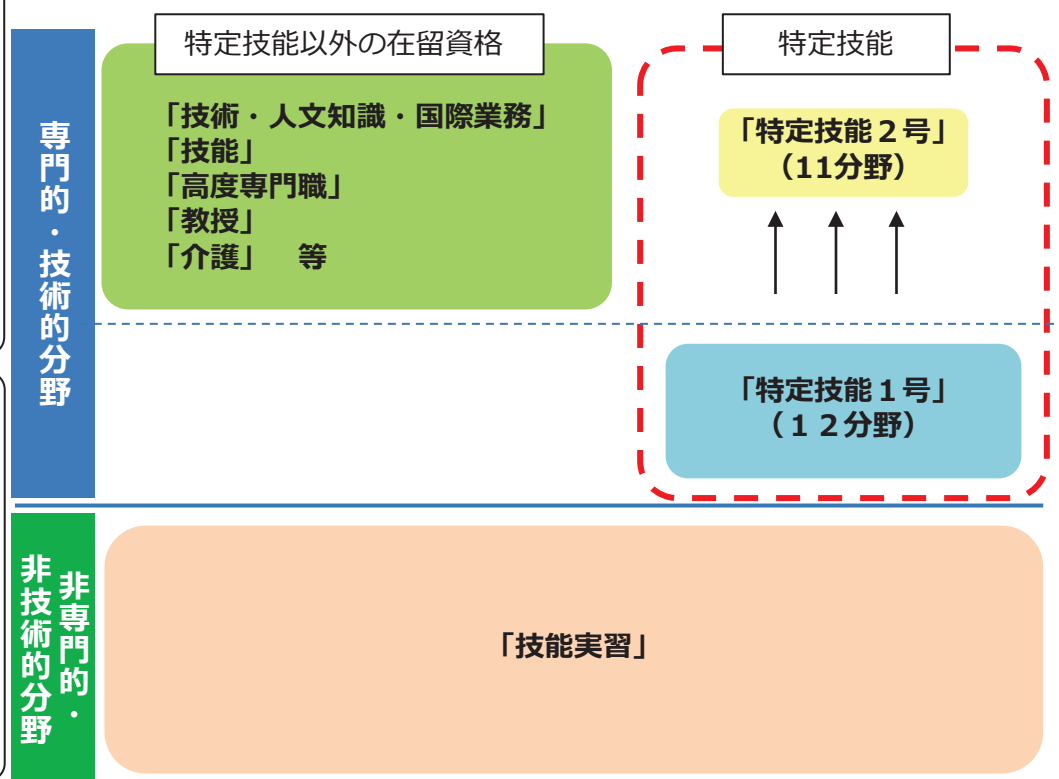
特定技能1号のポイント

| | |
|---------|--|
| 在留期間 | 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとに更新（通算で上限5年まで） |
| 技能水準 | 試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除） |
| 日本語能力水準 | 生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除） |
| 受入れ見込数 | あり |
| 家族の帯同 | 基本的に認めない |
| 支援 | 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象 |

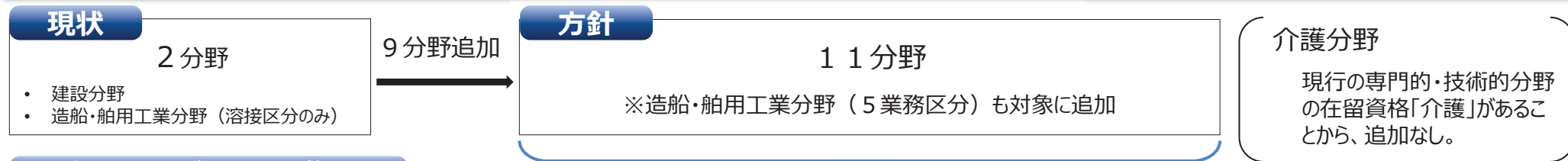
特定技能2号のポイント

| | |
|---------|------------------------|
| 在留期間 | 3年、1年又は6か月（更新回数に制限なし） |
| 技能水準 | 試験等で確認 |
| 日本語能力水準 | 試験等での確認は原則として不要 |
| 受入れ見込数 | なし |
| 家族の帯同 | 要件を満たせば可能（配偶者、子） |
| 支援 | 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外 |

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能 2 号の対象分野追加の方針



| 追加要望が示された分野 | | | | |
|-------------|------------------------|-----------|-------|-------------------|
| ビルクリーニング分野 | 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野 | 自動車整備分野 | 航空分野 | 宿泊分野 |
| 農業分野 | 漁業分野 | 飲食料品製造業分野 | 外食業分野 | 造船・船用工業分野（5 業務区分） |

| 分野名 | 業務内容 | 分野名 | 業務内容 |
|------------------------|---|-----------|---|
| ビルクリーニング分野 | 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務 | 宿泊分野 | 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 |
| 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野 | 機械金属加工区分：複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理（他区分も同等の業務内容） | 農業分野 | 耕種農業区分：耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務（他区分も同等の業務内容） |
| 造船・船用工業分野（5 業務区分） | 塗装区分：複数の作業員を指揮・命令・管理しながら塗装作業（金属塗装作業、噴霧塗装作業）に従事（他区分も同等の業務内容） | 飲食料品製造業分野 | 飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）及び当該業務に関する管理業務 |
| 自動車整備分野 | 他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務 | 外食業分野 | 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営 |
| 航空分野 | 空港グランドハンドリング：社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理 航空機整備：自らの判断により行う、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務等 | 漁業分野 | 漁業区分：漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。（他区分も同等の業務内容） |

特定技能 2 号の対象分野追加のスケジュール（案）

令和 5 年 6 月初中旬

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定（予定）

閣議決定（予定）

関係省庁

外国人本人

受入れ機関

- ・ 試験の作成・準備
- ・ 試験概要等の公表、周知

受験準備

事業計画等の
企画・立案

秋頃～

特定技能 2 号の試験開始

試験受験



合格

特定技能制度発足後
5 年経過
(令和 6 年 4 月)

令和 6 年 5 月～

(特定技能 1 号)
在留期間上限 5 年を
迎える外国人の発生

特定技能 2 号への在留資格変更

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律(平成30年法律第102号)の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(以下「関係閣僚会議」という。)の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人材を適正に受け入れる方策を検討し、関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として、令和4年11月22日、技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催が決定されました。

- [技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議の開催について\(PDF:43KB\)](https://www.moj.go.jp/isa/content/001385392.pdf) 
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001385392.pdf>

構成員

- [「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」名簿\(PDF:50KB\)](https://www.moj.go.jp/isa/content/001385393.pdf) 
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001385393.pdf>

中間報告書

令和4年12月から7回にわたり開催された有識者会議での議論を踏まえた中間報告書が、令和5年5月11日、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出されました。

- [中間報告書\(概要\) \(PDF : 95KB\)](https://www.moj.go.jp/isa/content/001395647.pdf) 
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001395647.pdf>
- [中間報告書 \(PDF : 452KB\)](https://www.moj.go.jp/isa/content/001395635.pdf) 
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001395635.pdf>

開催状況

- [第8回 \(2023年6月14日開催\)](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00069.html) https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00069.html
- [第7回 \(2023年4月28日開催\)](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00066.html) https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00066.html
- [第6回 \(2023年4月19日開催\)](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00064.html) https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00064.html
- [第5回 \(2023年4月10日開催\)](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00063.htm) https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00063.htm
- [第4回 \(2023年3月8日開催\)](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00061.html) https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00061.html
- [第3回 \(2023年2月15日開催\)](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00060.html) https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00060.html
- [第2回 \(2023年1月31日開催\)](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00056.html) https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00056.html
- [第1回 \(2022年12月14日開催\)](https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00034.html) https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00034.html

検討の視点

我が国の人手不足が深刻化する中、外国人が日本の経済社会の担い手となっている現状を踏まえ、外国人との共生社会の実現が社会のあるべき姿であることを念頭に置き、その人権に配慮しつつ、我が国の産業及び経済並びに地域社会を共に支える一員として外国人の適正な受入れを図ることにより、日本で働く外国人が能力を最大限に発揮できる多様性に富んだ活力ある社会を実現するとともに、我が国の深刻な人手不足の緩和にも寄与するものとする必要がある。このような観点から、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指す。

検討の基本的な考え方

| 論 点 | 現 状 | 新たな制度 |
|-----------------------------------|---|---|
| 制度目的と実態を踏まえた制度の在り方 | 人材育成を通じた国際貢献 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成（未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成）を目的とする新たな制度の創設（実態に即した制度への抜本的な見直し）を検討 特定技能制度は制度の適正化を図り、引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督体制や支援体制の整備などを引き続き議論 |
| 外国人が成長しつつ、中長期的に活躍できる制度（キャリアパス）の構築 | 職種が特定技能の分野と不一致 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな制度と特定技能制度の対象職種や分野を一致させる方向で検討（主たる技能の育成・評価を行う。技能評価の在り方等は引き続き議論） 現行の両制度の全ての職種や分野等並びに特定技能2号の対象分野の追加及びその設定の在り方について、必要性等を前提に検討 |
| 受入れ見込数の設定等の在り方 | 受入れ見込数の設定のプロセスが不透明 | 業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込数の設定、対象分野の設定等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断がされる仕組みとする等の措置を講じることでプロセスの透明化を図る |
| 転籍の在り方（技能実習） | 原則不可 | 人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人の保護の観点から、従来より緩和する（転籍制限の在り方は引き続き議論） |
| 管理監督や支援体制の在り方 | <ul style="list-style-type: none"> 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある 悪質な送出機関が存在 | <ul style="list-style-type: none"> 監理団体や登録支援機関が担っている機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体や外国人に対する支援を適切に行えない登録支援機関を厳しく適正化・排除する必要 監理団体や登録支援機関の要件の厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る（機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め、引き続き議論） 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る 悪質な送出機関の排除等に向けた実効的な二国間取決めなどの取組を強化 |
| 外国人の日本語能力の向上に向けた取組 | 本人の能力や教育水準の定めなし | 一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の担保方策及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける |

今後の進め方

中間報告書で示した検討の方向性に沿って具体的な制度設計について議論を行った上、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめる。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）で決定される、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものです。

令和4年度から、総合的対応策は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（令和4年6月14日関係閣僚会議決定。以下「ロードマップ」という。）の策定を踏まえ、ロードマップの施策について単年度に実施すべき施策を示すとともに、必ずしも中長期的に取り組むべき施策でないためにロードマップには記載されていないものの、共生社会の実現のために政府において取り組むべき施策も示しています。

今後は、ロードマップの実施状況の毎年の点検とともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指していきます。

最新：令和5年度

第16回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（令和5年6月9日（金）開催）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）」が決定されました。

- [概要（PDF：1.2MB）](https://www.moj.go.jp/isa/content/001397364.pdf)  <https://www.moj.go.jp/isa/content/001397364.pdf>
- [本文（PDF：746KB）](https://www.moj.go.jp/isa/content/001397365.pdf)  <https://www.moj.go.jp/isa/content/001397365.pdf>

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ



「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)は、「外国人の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」(以下「関係閣僚会議」という。)の下に開催された「外国人との共生社会の実現のための有識者会議」から関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された意見書を踏まえ、政府において、我が国の目指すべき共生社会のビジョン、その実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び具体的施策等を示すものです。

本ロードマップの推進に当たっては、施策の着実な実施を図るため、施策の実施状況について、毎年点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行います。

政府においては、本ロードマップに基づき、政府一丸となって外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進していくこととしています。

外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ(令和5年度一部変更)

第16回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」(令和5年6月9日(金)開催)において、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」(令和5年度一部変更)が決定されました。

- [外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ\(令和5年度一部変更\)\(概要\)\(PDF:857KB\)](https://www.moj.go.jp/isa/content/001397442.pdf) 
- [外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ\(令和5年度一部変更\)\(本文\)\(PDF:10.2MB\)](https://www.moj.go.jp/isa/content/001397443.pdf) 

(機密2)

(取扱注意)

2023年6月現在

○運営委員名簿

| No. | 役職 | 氏名 | 所属 | 役職等 | 部会 |
|-----|-----|--------|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 | 会長 | 高橋 孝雄 | 農林水産省大臣官房 | 総括審議官 | — |
| 2 | 副会長 | 宮浦 浩司 | 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 | 部長 | 飲食料品製造業部会長 |
| 3 | 副会長 | 安楽岡 武 | 農林水産省大臣官房 | 審議官(兼輸出・国際局・新事業・食品産業) | 外食業部会長 |
| 4 | 委員 | 伏見 啓二 | 農林水産省畜産局 | 審議官(兼畜産局) | 飲食料品製造業部会 |
| 5 | 委員 | 山口 潤一郎 | 水産庁漁政部 | 部長 | 飲食料品製造業部会 水産加工分科会長 |
| 6 | 委員 | 石井 俊道 | (一社)外国人食品産業技能評価機構 | 専務理事 | — |
| 7 | 委員 | 大角 亨 | (一財)食品産業センター | 専務理事 | 飲食料品製造業部会 |
| 8 | 委員 | 阿部 勲 | (一社)日本パン工業会 | 専務理事 | 飲食料品製造業部会 |
| 9 | 委員 | 大隅 和昭 | (一社)日本惣菜協会 | 常務理事 | 飲食料品製造業部会 |
| 10 | 委員 | 木村 均 | (一社)日本冷凍食品協会 | 専務理事 | 飲食料品製造業部会 |
| 11 | 委員 | 吉井 巧 | (一社)日本即席食品工業協会 | 専務理事 | 飲食料品製造業部会 |
| 12 | 委員 | 嵯峨 哲夫 | (公社)日本べんとう振興協会 | 専務理事 | 飲食料品製造業部会 |
| 13 | 委員 | 鶴見 和良 | 全日本菓子協会 | 専務理事 | 飲食料品製造業部会 |
| 14 | 委員 | 強谷雅彦 | 日本ハム・ソーセージ工業協同組合 | 専務理事 | 飲食料品製造業部会 |
| 15 | 委員 | 鈴木 稔 | (一社)日本食鳥協会 | 専務理事 | 飲食料品製造業部会 |
| 16 | 委員 | 竹葉 有記 | 全国水産加工業協同組合連合会 | 専務理事 | 飲食料品製造業部会 |
| 17 | 委員 | 奥野 勝 | (一社)日本かまぼこ協会 | 専務理事 | 飲食料品製造業部会 |
| 18 | 委員 | 石井 滋 | (一社)日本フードサービス協会 | 常務理事 | 外食業部会 |
| 19 | 委員 | 山口 宏記 | (公社)日本給食サービス協会 | 専務理事 | 外食業部会 |
| 20 | 委員 | 小城 哲郎 | 全国飲食業生活衛生同業組合連合会 | 専務理事 | 外食業部会 |
| 21 | 委員 | 井上 泰弘 | (一社)大阪外食産業協会 | 業務執行理事 副会長 | 外食業部会 |
| 22 | 委員 | 本針 和幸 | 法務省出入国在留管理庁政策課 | 課長 | — |
| 23 | 委員 | 篠原 英樹 | 警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官 | 管理官 | — |
| 24 | 委員 | 永瀬 賢介 | 外務省領事局外国人課 | 課長 | — |
| 25 | 委員 | 吉田 暁郎 | 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 | 課長 | — |
| 26 | 委員 | 池戸 重信 | 宮城大学 名誉教授 | 名誉教授 | — |
| 27 | 委員 | 樋口 公人 | (公社)国際人材革新機構 | 代表理事 | — |
| 28 | 委員 | 入来院 重宏 | キリン社会保険労務士事務所 | 所長 | — |